「ひかり電話停電安心サービス」規約

1.3 版

第一章総則 3
第１条（規約の適用） 3
第２条（規約の変更） 3
第３条（定義） 3
第４条（利用上の制限） 3
第二章契約 3
第５条（サービスの内容） 3
第６条（利用申込の方法） 3
第７条（利用契約の成立） 4
第８条（ＵＰＳの引渡し） 4
第９条（ＵＰＳの管理） 4
第１０条（ＵＰＳの取替え） 4
第１１条（変更の届出） 5
第１２条（権利の譲渡） 5
第１３条（契約者が行う契約の解約） 5
第１４条（当社が行う契約の解約） 5
第１５条（契約の解約の効果） 6
第１６条（ＵＰＳの返却等） 6
第三章　利用料金 6
第１７条（利用料金） 6
第１８条（料金の請求） 6
第１９条（利用料金の支払及び回収） 6
第四章　契約者の注意 7
第２０条（第三者損害） 7
第２１条（禁止事項） 7
第２２条（設備等の準備） 7
第五章　損害賠償 7
第２３条（損害賠償） 7
第２４条（紛争の解決） 8
第六章　その他 8
第２５条（秘密保持） 8
第２６条（契約者情報の取扱い） 8
第２７条（分離性） 8
第２８条（準拠法） 8

株式会社NTTフィールドテクノ（以下「当社」といいます。）は、「ひかり電話停電安心サービス」（以下「本サービス」といいます。）に関し、本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）を当社と締結する者（以下「契約者」といいます。）に対し、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。全ての契約者は、本規約に同意のうえで契約するものとします。

第一章総則

第１条（規約の適用）

１．本規約は、本サービスの利用に関し、当社と契約者に適用されるものとします。

２．.当社は、今後提供する本サービスの新たな基本サービス及びオプションサービスごとに個別の規約（以下「個別規約」といいます。）を定める場合があります。なお、個別規約は本規約の一部を構成します。本規約と個別規約の内容が矛盾する場合には、個別規約が優先するものとします。

第２条（規約の変更）

当社は、本規約を契約者の承諾なしに変更することがあります。当社は契約者に当社のホームページに掲載する方法等により通知するものとし、当社がかかる通知を契約者に発したときから、変更後の新規約が適用されるものとします。

第３条（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

（1）ＵＰＳ

本サービスの利用のために当社から契約者に貸与され、契約者の宅内に設置される無停電電源装置をいいます。なお、ＵＰＳの契約者宅内の設置は契約者が行うものとします。

（2）宅内装置類

契約者が別途契約しているＮＴＴ西日本が提供する「フレッツ光ネクスト」、「フレッツ・光プレミアム」及び光ＩＰ電話サービス「ひかり電話サービス」（以下あわせて付随する「ひかり電話サービス等」といいます。）に付随するひかり電話ＶｏＩＰアダプタ、ＯＮＵ（回線終端装置）、ＣＴＵ（加入者網終端装置）、ＨＧＷ（ひかり電話対応機器）及び単体電話機等をいいます。

第４条（利用上の制限）

本サービスで当社が契約者に提供するＵＰＳは、宅内装置類に対して電源を供給することを目的としています。本サービスの目的以外の装置に対しての利用はできません。

第二章契約

第５条（サービスの内容）

１．本サービスは、ひかり電話サービス等を利用するために必要となる宅内装置類へ停電後しばらくの間給電することを目的とします。

２．当社は、本サービス提供のために、ＵＰＳを契約者に貸与します。

３．給電時間は、宅内装置類の状態やＵＰＳの設置環境により変化します。本サービスは給電時間を保証するものではありません。

４．本サービスは、ＮＴＴ西日本が提供するひかり電話サービス等の利用を保障するのもではありません。

第６条（利用申込の方法）

本サービスの利用希望者は、本規約を確認し同意したうえで、当社所定の手続きに従って申込書により利用申込をするものとします。

第７条（利用契約の成立）

１．当社は、契約者からの申込書を受領後、ＵＰＳの送付を行うことをもって承諾の意思表示に代えることとします。

２．当社と契約者との間の本サービスの利用契約は、ＵＰＳ送付の翌日（以下「契約発効日」といいます。）をもって有効に成立するものとします。

３．当社が契約者からの申込を承諾しない場合は、その旨を当社所定の方法により、契約者へ通知するものとします。

第８条（ＵＰＳの引渡し）

ＵＰＳの引渡しについては、当社が所定の宅配事業者等により行うものとします。

第９条（ＵＰＳの管理）

１．契約者は、ＵＰＳの利用、保管及び維持管理に関する以下の事項を遵守するものとします。

（１）ＵＰＳの所有権は当社に属し、契約者は善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

（２）ＵＰＳは取扱説明書に記載の内容を遵守し設置及び利用するものとします。

（３）ＵＰＳを本サービスの利用のためのみに利用するものとします。

（４）当社の承諾なくＵＰＳの修理・改造等を行わないものとします。

（５）ＵＰＳについて、第三者から強制執行その他法律的、事実的侵害のないように保全しなければいけません。本号の場合において、当社が必要な措置をとった場合は、契約者は当社の支払った一切の費用を負担するものとします。

（６）他の契約者、又は第三者に損害を与え、紛争を生じさせてはいけません。

２．前項の規定に違反した結果、ＵＰＳが故障若しくは損壊し、それにより契約者が損害を被ったとしても、当社は一切損害賠償義務を負いません。

３．第１項の規定に違反し、契約者がＵＰＳを滅失・毀損させた場合に、契約者が当社に賠償すべき損害額は、ＵＰＳの購入代価（滅失の場合）若しくは修理代（毀損の場合）とします。なおこの場合､代替ＵＰＳの送付や修理するＵＰＳの回収に要する費用はすべて契約者の負担とします。

４．ＵＰＳの使用に必要な電源及び電気等にかかわる費用については、すべて契約者の自己負担とします。

５．第１項の規定に違反し、第三者に損害を与え又は紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第１０条（ＵＰＳの取替え）

１．当社は、契約者の責めに帰さない事由によりＵＰＳが正常に動作しなくなった場合、ＵＰＳの故障修理又は取替えを実施するものとします。

２．当社は、ＵＰＳの消耗等により故障修理又は取替えが必要と判断した場合、契約者へ通知の上、ＵＰＳの故障修理及び又は取替えができるものとします。

３．契約者は、当社の設置したＵＰＳについて、故障又は動作異常を発見した場合には、直ちに当社へその旨を申告するものとします。なお、契約者は申告に先立ち、宅内装置類に故障のないことを確認するものとします。

４．当社は、第１項及び第２項に規定するＵＰＳの故障修理及び取替えは原則無償でおこなうものとします。但し、契約者が９条１項に違反していた場合や天災地変や動乱、火災、異常電圧など外部要因に基づく場合は有償とします。

５．当社は、第１項及び第２項に規定するＵＰＳの故障修理及び取替えを第三者に委託することができるものとします。

第１１条（変更の届出）

契約者は、申込書の内容に変更が生じた場合、当社所定の手続きにより、遅滞なくその旨を当社に届け出るものとします。契約者が変更届を怠り、又は誤った届出をしたことにより不利益を被った場合、当社は一切その責任を負いません。

第１２条（権利の譲渡）

契約者は、当社への書面による事前同意をえることなく本サービスの提供を受ける権利のすべて若しくは一部を第三者に譲渡、貸与、再許諾あるいは担保にしてはならず、また、第三者に義務を継承できないものとします。

第１３条（契約者が行う契約の解約）

１．契約者が、契約の解約を希望する場合は、当社所定の書面に必要事項を記入の上、当社に送付するものとします。当社が契約者よりＵＰＳの返却を受けた日（以下「解約日」といいます。）をもって、契約は解約されたものとします。

２．本サービスの最低利用期間は、契約発効日から起算して６ヶ月とします。最低利用期間内に、本サービスの解約を契約者が希望する場合、残余期間に対応するサービス利用料金の額を当社の定める期日までに一括して支払うものとします。

３．当社は、解約日時点で既に受領しているサービス利用料金等の払い戻しは一切行わないものとし、解約日時点で発生しているサービス利用料金、その他契約者による債務の履行は、第１８条及び第１９条に従って行われるものとします。

第１４条（当社が行う契約の解約）

１．契約者が、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事前に催告することなく、ただちに、利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

（１）第９条第１項を遵守しなかった場合
（２）第２１条に定める行為を行った場合
（３）当社への申告、届出内容に虚偽があった場合
（４）当社が要求する書類の提出がなかった場合
（５）契約者が、第１７条に定めるサービス利用料金の支払を怠り、又は怠る恐れがあると当社が判断するにいたった場合
（６）サービス利用料金その他の債務の支払に遅延又は不履行があった場合
（７）過去に不正使用などにより、利用契約を解約されていることが判明した場合
（８）利用契約を継続することが技術上又は当社の業務の遂行上支障があると当社が判断した場合
（９）その他、本規約に違反した場合
(10) 次の各号のいずれかに該当する場合
(ア) 差押え・仮差押え・仮処分・強制執行等の処分を受けたとき
(イ) 手形・小切手が不渡りになったとき
(ウ) 破産・会社更生・民事再生の手続き等の申立てがなされたとき
(エ) 監督官庁より営業取り消し、停止等の処分を受けたとき
(オ) 解散若しくは事業が廃止になったとき
(カ) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
(キ) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき

（ク）その他、契約者の財産状態が悪化したと当社が判断したとき
（11）その他、契約者として不適切と当社が判断した場合

2．当社は、契約期間中であっても、契約者に対する１ヶ月前の通知により利用契約の一部又は全部を終了させることができるものとします。かかる場合、当社は本サービスの終了によって発生した契約者の損害について、一切責任を負いません。なお、契約者が当社に届出た住所地に解約通知書を発信した時をもって、解約日とします。

3．第１項に基づき当社が利用契約を解約した場合であっても、契約者は、第１６条の規定により算出される違約金を支払わなければいけません。

第１５条（契約の解約の効果）

1．利用契約が解約された場合、当社は、解約日をもって契約者に対する本サービスの提供を終了します。

2．利用契約が解約された場合、契約者は、解約日までに発生する当社に対する債務の全額を、当社の指示に従い、一括して支払うものとします。なお、当社は、既に支払われたサービス利用料金等を一切払い戻しいたしません。

3．前項の場合において、その利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第１６条（ＵＰＳの返却等）

1．解約、その他の事由により本契約が終了した場合、契約者は、ＵＰＳを現状に復したうえで、当社が別に定める返却期限までに当社が別に定める場所に返却するものとします。

2．前項に基づく返却に要する費用は、契約者の負担とします。

3．本契約の終了後、第１項の返却期限経過後もなお、ＵＰＳが返却されない場合又は返却されたＵＰＳが破損等により、原状に復していると認められない場合、当社は契約者に対し、別紙に定める違約金を請求することができます。なお、当社は理由の如何に関わらず、受領した違約金の返金を行わないものとします。

4．契約者がＵＰＳを返却する際に契約者の私物（ＬＡＮカード、電源アダプタ、各種マニュアルを含みますが、これらに限りません。以下「契約者私物」といいます。）が同梱されていた場合、当社がその旨を通知後３０日以内に契約者から契約者私物の返却を求める旨の通知等がないときには、当社は、契約者私物を廃棄できるものとします。

第三章　利用料金

第１７条（利用料金）

1．契約者は本サービス利用の対価として、別紙に定めるサービス利用料金（消費税は別途必要です。以下「サービス利用料金」といいます。）を当社に支払うものとします。

2．当社は、サービス利用料金を１ヶ月前に当社が適当と認める方法により通知することにより、契約者の承諾なしに変更できるものとします。

第１８条（料金の請求）

1．利用契約が解約されない限り、本サービスの利用は継続されているものとみなされ、利用の有無にかかわらずサービス利用料金が発生します。

2．サービス利用料金は、契約発効日が属する月の翌月から発生し、その算定は暦月単位とし、如何なる場合も月額単位で清算されるものとします。

第１９条（利用料金の支払及び回収）

1．契約者は、当社指定の方法及び所定の支払期日までに、サービス利用料金を支払うものとします。

2．当社は、サービス利用料金の徴収を第三者に委託することができるものとします。

３．当社は、本サービスの契約解約、その他事由の如何を問わず、既に支払われたサービス利用料金は一切払い戻しいたしません。
４．契約者が支払期日までにサービス料金の支払いを行わない場合、当社は支払期日の翌日から実際に支払いが行われた日まで、年利 14.5%で計算された金額を支払い遅延利息として契約者に請求することができるものとします。

第四章　契約者の注意

第２０条（第三者損害）

本サービスの利用に関して、契約者は第三者に対して損害を与えた場合又は紛争を生じた場合、自己の費用と責任で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第２１条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。なお、当社は契約者が行った禁止事項により損害を被ったときは、当該契約者に賠償を求めることができるものとします。

（1）他の契約者、第三者又は当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
（2）他の契約者、第三者又は当社の財産、プライバシーを侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
（3）他の契約者、第三者又は当社に不利益、損害を与える行為、又は与える恐れのある行為
（4）他の契約者、第三者又は当社を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
（5）当社の書面による事前同意なくして本サービスを第三者に利用させる行為
（6）公序良俗に反する行為又はその恐れのある行為
（7）犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為、又はその恐れのある行為
（8）本サービスの運営を妨げる行為、又はその恐れのある行為
（9）本サービスの信用を毀損する行為
(10) 当社の書面による事前同意なくして、本サービス又は本サービスに関連して、営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為
(11) 法令等に違反する、又は違反する恐れのある行為
(12) その他、当社が不適切と判断する行為

第２２条（設備等の準備）

契約者は、ひかり電話サービス等の利用契約の締結、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備及びその他本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。当社は、当該準備が不適切と判断した場合は、本サービスを提供しない場合があります。

第五章　損害賠償

第２３条（損害賠償）

１．当社が本サービスの提供に関して契約者に損害を与えた場合、当社は１ヶ月のサービス利用料金を上限として、利用者に与えた直接の通常損害を賠償するものとします。ただし、当社に当該損害に関して故意又は重過失があった場合には、当社は契約者に与えた損害を民法の規定する範囲内で賠償するものとします。
２．当社は、外部要因、天災地変、動乱、火災、その他の不可抗力により生じた損害については、賠償責任を負わないものとします。
３．当社は、本規約に明示的に定める場合をのぞき、契約者に対して損害賠償責任及びサービス利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。

第２４条（紛争の解決）

１．本規約の条項又は本規約に定めのない事項について疑義が生じた場合には、契約者と当社で誠意をもって協議し解決するものとします。

２．協議による解決を図ることができない場合、当社所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第六章　その他

第２５条（秘密保持）

１．当社及び契約者は、本サービスの提供を通じて知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏洩しないよう、管理徹底するものとします。

２．当社及び契約者は、前項に規定する秘密情報について、以下の場合を除いて（第（５）号及び（６）号については、当社にのみ適用します)、相手方の事前の同意なく第三者へ開示しないものとします。なお、相手方の同意を得て、第三者に秘密情報を開示する場合であっても、当該第三者との間で本条項と同様の守秘契約を締結するものとします。

（１）裁判所の発する令状に基づいて行われる捜査機関への情報の開示
（２）法令により開示が必要とされる場合
（３）権利又は財産を保護するために必要な場合
（４）契約者又は公共の安全を守る為に必要とされる緊急事態の場合
（５）当社が本サービスの一部について提携して業務を行うために、当社のグループ会社及び協力会社へ開示する必要がある場合
（６）当社が本サービスの維持のため合理的事由により必要と判断する場合

第２６条（契約者情報の取扱い）

１．当社は、契約者から当社に届出のあった契約者の連絡先等の個人情報を、本サービスの運営、契約者へのサービス提供等に有益と思われる用途に使用できるものとします。

２．契約者は、前項にもとづいて当社が行う情報提供について、当社に申し出ることにより中止することができるものとします。

第２７条（分離性）

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第２８条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附則　　本規約は２００８年6月１日より発効するものとします。
附則　　本改正規約は２０１３年1月３１日より発効するものとします。
附則　　本改正規約は２０１３年１０月１日より発効するものとします。
附則　　本改正規約は２０１４年4月１日より発効するものとします。

別紙

（1）サービス利用料金（月額料金）

提供サービスとＵＰＳの種類	利用料金
ホームプラン　　FU－３００J	800 円
ビジネスプラン　FU－６５０J	1,400 円

（2）違約金

ホームプラン　FU－３００J の場合

利用期間	金　額
６ヶ月以内	21,000 円
７ヶ月～１２ヶ月	19,000 円
１３ヶ月～２４ヶ月	17,000 円
２５ヶ月～３６ヶ月	13,000 円
３７ヶ月～４８ヶ月	9,000 円
４９ヶ月～６０ヶ月	5,000 円
６１ヶ月以上	0 円

ビジネスプラン　FU－６５０J の場合

利用期間	金　額
６ヶ月以内	30,000 円
７ヶ月～１２ヶ月	27,000 円
１３ヶ月～２４ヶ月	24,000 円
２５ヶ月～３６ヶ月	18,000 円
３７ヶ月～４８ヶ月	12,000 円
４９ヶ月～６０ヶ月	6,000 円
６１ヶ月以上	0 円

上記料金および金額には消費税を含みません。消費税は別途必要です。